

山岳地域の保全・利用計画策定のためのガイドライン骨子（案）

資料 1-2

○

はじめに

○

背景・問題意識

はじめに
次

第1章 計画策定の手順と作業項目・検討内容

I. 総論

I-1 地域の将来目標の把握

I-2 山域の現状と課題の把握

II. 利用形態検討段階

II-1 当該山岳地域の望ましい利用形態の検討

II-2 望ましい利用タイプに基づくソーニング

III. 計画段階

III-1 ソーンごとの利用形態に応じた保全・整備・管理の基本方針の設定

III-2 ソーンごとの必要施設の検討

III-3 ソーンごとの整備・管理水準等の設定

IV. 専門知識

IV-1 登山者等利用者への周知

V. 計画運用段階

V-1 計画を策定した計画の効果的な運用

V-2 計画の見直し

VI. 関係者の合意形成

VI-1 計画策定・運用の全段階への関係者、登山者の関与

VI-2 意見聴取、合意形成

第2章 計画策定・運用段階に応じた手法、考え方

I. 利用形態検討段階

I-1 利用形態タイプ分類の手法

I-2 ソーニングの手法

II. 計画段階

II-1 整備水準、管理水準の考え方

II-2 管理責任、自己責任の考え方

II-3 費用負担の考え方

III. 計画運用段階

III-1 効果的な計画運用方法

III-2 計画の見直し方法

関連資料集

参考数値データ、参考事例、参考文献など
修正箇所を示す。

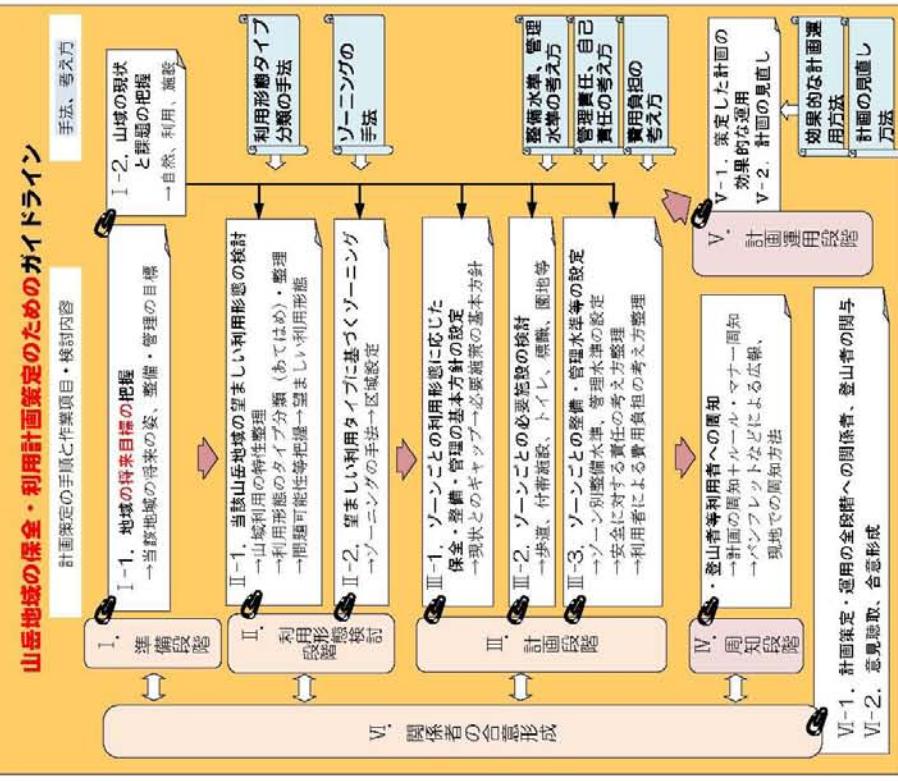
1

2

○背景・問題意識	<ul style="list-style-type: none">・山岳地域で様々な利用が行われるようになり、利用者も多様化している。・これにより、従来利用者間や利用者と管理者の間で共有されていた保全と利用の考え方などに違いが生じる事態や、それに伴う様々な問題も発生するようになっている。・こうした現状を踏まえ、利用に対する管理の考え方を確立することを通じて、山岳地域の保全と利用を適切に進めいく必要がある。
○山岳地域の保全と利用に対する基本姿勢	<ul style="list-style-type: none">・国立公園は国民のための財産。・多くの人々が山に入り、さまざまな楽しみ方、利用が行われることが望まれること。・しかし将来にわたってその自然環境が維持される必要があり、また多くの人々による利用が保護されるべき。・それには、場所に応じた適切な利用のかたちがあるはず。・また利用者には、利用方法や場所に応じた費用の負担や責任の取り方があることとの自觉が期待される。
○このガイドラインの目的と使い方	<ul style="list-style-type: none">・山域ごとに条件は異なることから、それぞれの山域ごとに山岳地域の適切な保全と利用を推進するための計画を策定することが望ましい。・計画は、山岳地域において利用体験を提供するために必要な山岳環境の保全や管理、施設整備を進めることを目的とし、現場で公園管理を担当する県境省の出先機関が、関係者の参加・協力のもとで策定することになる。・山岳という特異な自然環境、特別な利用環境を対象とするため、計画の策定においては、山岳地域ならではの配慮が必要である。・このため、計画策定の手順及び計画手法、考え方などをガイドラインとして整理し、県境省の出先機関が計画を策定する際の参考に資する。
○想定する「計画」の性格	<ul style="list-style-type: none">・管理計画の下位の計画であるが、管理計画策定時には計画に反映されることを想定。

第1章 計画策定の手順と作業項目・検討内容

<検討手順の全体フロー>



I.準備段階

Ⅰ-1. 地域の将来目標の把握

● 計画策定検討会（板橋）の設置

- ・計画策定の検討から計画運用の全段階に關係者、登山者の関与を起すため、「計画策定検討会（仮称）」を設置し、参加を呼びかける。検討会では、地域の自慢像を開係者全員で確認し、開拓意識を統一することから始め、計画策定とともにまとまり運用段階まで関わっていくことを確認する（詳細はV-1参照）。

● 当該地域の将来の姿、整備・管理の目標

- ・保全・整備・管理の方針を設定するうえで依頼すべき、公園計画、管理計画など既存計画を把握する。

- ・当該山岳地域の将来像とそれを実現するための継続的利用のあり方にについて、公園管理計画、その他の上位計画等の既定計画に記載されている場合には、該当部分を抽出する。
- ・地域の關係者が納得し合意しているものであることが前提。
- ・地域で合意した将来目標がない場合は、上記の検討会で検討し、合意のうえで地域の将来目標とする必要がある（検討会の最初の検討事項となる）。

Ⅰ-2. 山域の現状と課題の把握

- ・事前の資料収集、利用現況調査、關係者のヒアリング等により以下を把握。

- ・望ましい利用形態の検討に必要な情報から、個別の施設整備の検討に必要な情報まで、以下Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの各段階で分析・評価等に活用できるよう階層的に把握、整理。

● 自然条件の把握

- ・利用形態を規定する要因として、また、資源としての魅力度や脆弱性などの違いが分かるよう整理。
- ・さらに現状把握として、自然環境の損傷や危険という観点からの整理も必要。

①地形・地質

②地被＝植生条件

● 利用の現状と課題の把握

- (1) 利用の現況（利用の傾向、利用者数など）
→利便手段によるおよそのエリア区分（バス・車等で到達できる所、徒歩のみの所など）。
- ・地形上の問題などによる、利用形態の変化の状況（およびそのエリア区分と要因などを整理）。
- ・全体の年間利用者数、月別利用者数、利用形態別の利用者数、利用者の属性（性別・年齢・利用グループなど）。（エリア別把握が望ましい）

(2) 利用形態、利用のルール等

- ・おもな利用形態と地域内の地点、登山道等の区間にによる利用形態の違い。
- ・利用マナーの問題発生状況、山域として定めているルール、協力団体等。

(3) 利用の変化、利用上の課題

- ・当該地域の利用の歴史（大まかに整理）、近年の当該地域の利用の変化。

<p>● 施設整備状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ①公共施設の管理の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者、維持・管理方法、管理費、ボランティアの協力状況、問題点など把握。 ・対象施設：登山道（区間）により管理水準が違う場合には区間ごと）、<u>付帯施設</u>（特にトイレ）。 ②利用者の費用負担の状況 <ul style="list-style-type: none"> ③施設管理の計画 ・管理計画の有無、策定者、民間等の意見反映手法、計画実施予算規模など把握。 ④施設管理の課題 	<p>● 望ましい利用形態の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「当該地域の将来の姿、管理整備の目標」を、山麓部、山腹部、山頂部または核心地域、といった大枠にしがつてブレーカダウンする。 ・各地域における自然環境・利用の現状、施設整備状況、及び上記の問題発生の可能性等を踏まえて、II-2「ソーニング」のための基本方針として使えるよう、とりまとめを行う。 ・この段階では、文章による表現とする。 	<p>II-2 望ましい利用タイプに基づくソーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> ① II-1で設定した、地域ごとに適正と考えられる利用形態の各タイプに応じて、具体的な区域を設定していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・単純にデータを重ねるだけでは区分できないことから、前段としてのII-1のプロセスが重要。 ・II-2のプロセスは、現状における場所ごとの利用形態を、基本方針に照らして再評価し、適否や問題点を洗い出していく（作業とも言える（その作業のまとめはIII-1で行う）。 <p>→ソーニングの手法</p>
<p>II. 利用形態検討段階</p> <p>II-1 当該山岳地域の望ましい利用形態の検討</p> <p>当該山岳地域の特徴を踏まえ、どのような山岳利用が望ましいかの大枠を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識や技術によって利用特性の分析や現状の評価を行った上で、場所ごとの望ましい利用形態については、関係者の意向を確認しながら検討を進めること。 ・山域利用の特性の分析・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・まず、地形等の自然条件と山域への到達手段・利用実態から、おおまかに空間利用特性を整理。 ・山麓部、山腹部、山頂部または核心地域、といった大枠のもとで、それぞれの自然環境特性とそこでどのような利用が行われているかを把握すること。 ・現状における利用形態の分類・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・利用上の問題点や課題をわかりやすく、明確に把握することを目的として、当該山岳地域における現状の利用形態を、場所ごとにタイプ分類にしたがって整理する（利用形態4タイプの当てはめ）。 <p>→利用形態タイプ分類の手法</p>	<p>III. 計画段階</p> <p>III-1 ソーンごとの利用形態に応じた保全・整備・管理の基本方針の設定</p> <p>当該山岳地域において、即地的な資源条件、自然環境の状況、施設整備状況を踏まえ、II-2で設定した各ゾーンにおける利用形態とのギャップ（施設の過不足や整備の水準等が合っていないことなど）を明らかにした上で、当該ゾーンにおける基本方針を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、利用の特導や現状利用の制約・規制、それらに対する施設整備や管理の考え方などを示す。 ・上記（II-1）の利用形態のタイプ別「保全や整備・管理に求められること」を現地の条件に合わせて具体化することを意味する。 	<p>III-2 ゾーンごとの必要施設の検討</p> <p>当該山域の各ゾーンにおいて今後新たな整備や改修が必要な施設について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・III-1に基づき、各ゾーンにおける問題点や課題を、歩道（登山道）（路体、安全柵など）、登山口、園地、付帯施設（休憩施設など）、トイレ、標識類に区分。
<p>III-3 ゾーンごとの整備・管理水準等の設定</p> <p>当該山域の各ゾーンに適用し（あてはめ）、計画作成の前提条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別に示す「考え方」を当該山域の各ゾーンに適用し（あてはめ）、計画作成の前提条件とする。 ・とくにこの段階で、関係者、利用者の考え方のすり合わせが重要なこと。 ・ゾーン別整備水準、管理水準の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・各ゾーンの整備水準、管理水準、管理方針を整理し、各施設別に運用して整備・管理の方針をまとめる。 	<p>● 場所と利用との対応に關係する問題発生の可能性等の把握・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を参考に、場所に応じた適正利用が行われていないことによって当該山域で現に起こっている、または起こる可能性の高い問題を再整理（利用タイプの混在、利用の方針が管理者と利用者の間で共有されていない、導入すべき利用形態が不明確なまま整備が進んでいる、など）。 ・事例：利用面で発生している問題と要因 <ul style="list-style-type: none"> ・利用の適否や問題発生の可能性等の把握・整理に当たっては、利用形態のタイプ分類に合わせ「基 	<p>6</p>

- 整備水準、管理水準の考え方
- ・既存施設のうち、これに限らずして不適切なものについては、改善のための計画を作成。
- ・新規計画施設はこの方針にしたがって整備計画を作成。

- 安全に対する責任の考え方の整理
 - ・各ゾーンにおける管理責任、自己責任の考え方を整理し、必要に応じて施設別の対応方針として整理する。

—管理責任、自己責任の考え方

- 利用者による費用負担の考え方の整理

- ・各ゾーンにおける自然環境保全や施設整備・管理費用の負担に関する考え方を整理し、必要に応じて施設別の対応方針として整理する。

—費用負担の考え方

IV. 周知段階

IV-1 登山者等利用者への周知

- ・計画の意図を伝え、利用者にも自然環境・景観保全や安全対策に主体的に関わってもらうことが重要。したがって、計画（整備の考え方）の伝達（とくに整備水準が変わること所は明示が必要）や、ルール・マナーの周知の必要性が高い。
- ・周知の方法としては、パンフレットなどによる広報、標識類による周知方法が考えられる。

V. 計画運用段階

- ・計画の運用方法や、一定期間ごとの見直しのあり方にについて示す。

- ・この計画は多くの関係者の参加・協力のもとで確定されるものであり、計画の運用にも関係者や利用者が関わっていくことを想定している。したがって「計画策定検討会（仮称）」が計画運用体制づくりにまで発展していくことが重要。

V-1 策定した計画の効果的な運用

—効果的な計画運用方法

V-2 計画の見直し

—計画の見直し方法

VI. 関係者の合意形成

- VI-1 計画策定・運用の全段階への関係者、登山者の関与
 - ・目標の確認から周知方法に関する検討まで、計画策定・運用の全段階に関係者、登山者の関与を促す。このように「みんなで決めた計画」として「計画策定検討会（仮称）」

- を設置し、参加を呼びかける。
- ・変えてはいけない地域の自然環境の価値を確認し、あるべき姿（目標像）を共有することが基本。
- ・それを基に計画の各段階に必要な考え方や内容を検討していく。
- ・計画そのものではないが、ルール・マナーの検討もここで行われることが望ましい（施設整備・管理の側と利用者側の意図や意識のすり合わせ）。

VI-2 意見聴取、合意形成

- ・既存施設管理等への協力体制、実際の協力状況（資金面、労力面、役割分担など）を踏まえ、計画への合意形成を進める。

● 関係者等の把握

- ・当該山域における施設、ガイド事業者（林野庁など）、地元行政（県、市町村）、地域住民、民間事業者（山小屋等の施設、ガイド事業者）、山岳会など登山者団体、自然保護団体など。

● 意見把握、合意形成のための会議の運営

- ・「計画策定検討会（仮称）」は、全員が参加する検討会を3回程度（計画策定への着手時、中间、とりまとめ段階）開催。その間に必要に応じて、関係する人々に意見を開きながら進めめる。
- ・合意形成のプロセスが重要。意見把握からスタートし、保全と利用のあるべき姿について合意し、さらに必要な整備や管理のあり方について合意していく。
- ・意見把握の手法：
 - *これまでの要望等の整理・把握
 - *幅広い人々を対象とした意向調査の実施（利用者、関係事業者）
- ・検討会の場での検討の進め方

第2章 計画策定・運用段階に応じた手法、考え方

1. 利用形態検討段階

1-1 利用形態タイプの手法

● 趣旨及び利用形態タイプの区分

・利用形態検討段階では、まず山域利用における問題点や課題をわかりやすく、明確に把握することを目的として、現状の利用形態の違いをタイプ別に分類し、整理する。

・その後、地域に即して望ましい利用形態を想定し、ゾーン区分につなげていく。

・一般的な山域利用で想定される利用形態を、本ガイドラインでは、4 タイプ想定し、それぞれの行動特性やニーズの違い、及びそれに対する公園管理者による対応の違いを考慮して、以下のゾーニングやゾーン別整備・管理方針策定の目安とした。

● 現状の利用形態をタイプ分類する方法

・ここでいう利用形態の違いは、利用者アンケート等により把握される利用者自身が考える利用目的から判断するのが望ましいが、利用者の行動パターンや特徴からも見分けることは可能。

・例えば分かりやすい見分け方として、履物は一つの目安になる。

①冒険型利用（ザイル、ヘルメットなど特段な登山用など十分な装備で利用）

②登山用（トレッキングシューズ・登山用の装備で利用）

③トレッキング利用（運動靴・トレッキングシューズ程度の装備で利用）

④散策、風景探勝利用（革靴・運動靴程度の装備で利用）

注：「冒険型利用」「登山用」「トレッキング利用」等の用語については要検討。

1-2 ゾーニングの手法

● ゾーニングの趣旨、目的

・ここでいう「ゾーニング」は、管理者がその場所をどのように扱い、どのような利用の場としていくかを決め、そこから施設整備水準、管理責任、費用負担の考え方などを設定していくためのもの（表1 参照）。

● 基本的なゾーニング手法

・利用からみた空間・環境条件の大枠（=対象となる山域の空間タイプとその特性）を把握・整理した上で、その大枠ごとに、導入に適した利用形態を 4 タイプの中から抽出。この利用形態のタイプに基づき、個別の状況に応じて、山域の全域をゾーニングしていく。

・すなわち、導入に適した利用形態、望ましい利用形態を測定しつつ、自然環境・利用の現状（利用者数など）、施設整備状況を加味して区分を行う。

・既存の計画等で、利用形態を想定している場合、それに従うことも検討。

・例えば国立公園の利用観点である集団施設地区は、「散策・風景探勝利用」ゾーンに対応。
・過去に検討してきた歩道のタイプ区分や利用の観点からのゾーニングの事例との対応について
は、参考資料 1-1 参照。

表1 山岳利用のタイプ区分による利用特徴

利用形態の特徴	公園の利用目的	利用目的の特徴	利用目的の特徴	利用目的の特徴	利用目的の特徴
①冒険型利用	歩道、露營場、自然観察などの利用	・安全地帯の確保、安全の監視	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保
②登山利用	歩道、露營場、自然観察などの利用	・安全地帯の確保、安全の監視	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保
③トレッキング利用	歩道、露營場、自然観察などの利用	・安全地帯の確保、安全の監視	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保
④散策、風景探勝利用	歩道、露營場、自然観察などの利用	・安全地帯の確保、安全の監視	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保	・最低限の安全地帯の確保

・「登山利用」ゾーンについて、整備水準を考える際には、登山者数等からさらに小区分を考える必要がある（表2参照）。

【注記】①「冒険型利用」ゾーンと②「登山利用」ゾーンとの区分について

*①が完全に原生自然のエリアなら問題ないが、通常の場合、マップ上で両ゾーン間の区分線は引きにくい（登山道周辺だけが②になる）という問題があり、①は図上では表現しないという考え方もあり得る。

*または、ゾーン区分に開き①を取りやめ、②「登山利用」ゾーンの一部に組み入れてこれを細区分する、新たな考え方もあり得る。（資料1-2 表2の提案参考）

● 個別手法の例示

・登山道の場合、区間ごとにゾーニングすることもあり得る。
<中部山岳国立公園上高地における歩道区間のゾーニング例>

②登山利用 : 櫻尾以奥

③トレッキング利用 : 明神→徳沢～櫻尾

④散策、風景探勝利用 : 大正池～河童橋周辺～小糸平～明神

・通常の場合、利用タイプは連続的に変化するが、ケーブルカー、ロープウェイ等の動力によるアプローチ手段が介入することによって不連続に変化するケースがあり、これが問題を引き起す原因になることが多いので注意が必要。

・山頂部に近いケーブルカー、ロープウェイ等終点付近では、一定時間（距離）、範囲内に限定して「散策、風景探勝」型利用ゾーンとなることがあり得る。

・車道やロープウェイ上は、該当部分だけが複数の「風景探勝」型利用というケースが多くなると考えられる。

表2 登山利用ゾーンの細区分案

区分	ゾーンの特徴	目安となる登山者数(仮置き)	※山小屋等からデータ収集し目安を設定する(今後の検討課題)。
登山利用 I ゾーン	・アプローチが悪いなどの理由により、登山者数 が少ない山城 ・相当の体力と登山技術、経験が必要とされる山城	年間登山者数1,000～5,000人程度 5人／日程度以下	年間登山者数1,000～5,000人程度 5～30人／日程度
登山利用 II ゾーン	・IとIIIの間の登山者数がある山城	年間登山者数1,000～5,000人程度 5～30人／日程度	年間登山者数1,000～5,000人以上、 利用集中期には100～200人／日
登山利用 III ゾーン	・登山者が比較的多い山城 ・富士山小屋が設立する山城(北アルプス、八ヶ岳、) ・都市近郊の日帰り登山の対象山城(奥多摩、丹沢、) ・アプローチの良い著名な山城(秋田駒、立山、石鎚)	年間登山者数5,000～6,000人以上、 50人／日程度 利用集中期に1,000人／月程度以上	年間登山者数5,000～6,000人以上、 50人／日程度 利用集中期に1,000人／月程度以上

II. 施設設備

II-1 整備水準、管理水準の考え方

● 基本的考え方

・利用形態4タイプに応じて、利用者が求めるものは異なっており（前掲表1）、その場の利用形態に応じて公園管理者による保全・整備の内容、整備水準及び管理水準は異なってしかるべき。このような前提のもと、ゾーン別の整備水準及び管理水準の考え方を示す。（一表3参照）

・表1で示した「利用者が求めるもの」ないし「管理者に求められること」には、①自然環境保護の要請、②快適な利用の要請、③安全な利用の要請、④施設の要請があり、相互に相反する面もあるため、管理者としては調整が必要。ゾーン別の整備水準及び管理水準はこの3者のバランスのどり方によって決まってくるものと考えられる。

・したがって現地に適用するに当たっては、利用形態とともにその場所の自然条件その他の要因により左右されることになる。

・整備水準、管理水準を設定しても上記の要請への対応が完結しないケースがあり（野生生物の危険性や気象条件の変化への対処など）、この場合、利用者側の主観的対応に期待することになるため、「登山の心得」などとして利用者へのメッセージを発信することが必要（前述の「自己責任」）や「保全と適正な利用を確保する義務」と運動）。

・また、整備水準、管理水準は利用者層や利用者数など利用状況が変化することによつて変える必要が生じる場合もあり得ることから、現場で柔軟に対応できるようにしておくことも必要。

・整備水準等いう場合、一定エリア内の施設數または施設密度で表すものと、単体施設のグレードを示すものとが考えられる。

● 施設種別の整備水準、管理水準

・施設種別ごとの対応も必要（例：山岳トレイルの整備水準、管理水準の考え方）。

・トイレの場合：利用形態だけでなく、①必要性（立地間隔または密度＝生理的必要性、及び利用者数）、②立地条件・アクセス手段やその場所固有の自然条件（汚水処理のためのコストが変わる）、③採用する処理方式、などによっても変化。

II-2 管理責任、自己責任の考え方

● 基本的考え方

・管理責任（当該地域の自然を保全し、適正な利用を推進する責務である）
・自然公園における管理者の責任（表1に示した「管理者に求められること」）は、公園の指定者、管理者（当該地域の自然を保全し、適正な利用を推進する責務である）。

これは、区域指定等による規制、利用施設の整備、③安全な利用の要請、④施設を調整しつつ、果たされる。ここでは、この業務の一環として、公園の指定者、管理者が安全な利用の要請に対応する責務、とりわけ主に施設等の安全に関わる業務を「管理責任」という。

・この責任は、第一義的には公園指定者、管理者が負うものであるが、情報提供等については土地所有者（国有林等）、遭難予防者（警察等）、来訪客導導者（観光関係）も、それぞれの立場で關係

する。

・また適正な利用を確保する責務は、国民の共通の財産として利用者も負うものである。ここでは、この責務の一環として利用者自らが安全な利用を図る責務、とりわけ主に施設等を安全に利用する責務を「自己責任」という。

・利用形態に応じて求められる「管理責任」は異なり、求められる管理水準にグラデーションがあるように、管理責任」にもグラデーションがある。

・山域利用においてはあらゆる場所で「自己責任」に基づく利用がなされると考えるが、「自己責任」が期待される程度は利用形態や場所によって変化するものと考えられ、その変化は、「管理責任」の大きさの変化とは反比例する。^{→表3 参照}

・施設整備の水準を「管理責任」に応じて~~下限~~へ[→]変えていくことが重要（すなわち「管理責任」は整備水準、管理水準に連動して変化する）。

・自然公園の安全な利用に係る「管理責任」と「自己責任」との線引きについては、营造物責任（國家財産法）等の裁判例において管理者が責任を問われる場合と問われない場合との区別が参考になる。

・营造物責任等は諸般の事情を総合考慮した具体的個別的な判断であるため、一律の線引きはできない。しかし、これを参考にして考え方の基礎となるものを現場の関係者が共有し、利用者に事情を説明できるようにしておくことが重要。

・「管理責任」は主に利用施設等の安全性を維持する責任であるが、全く施設等がないゾーンであっても、自然環境の保全と適正な利用を確保する責務の一環として、適切な情報を伝えることが求められる。

● 安全に対する責任

～公園管理者の法的責任について〔国立公園等における安全対策マニュアル」H22.3より抜粋〕

- ・国家賠償法により賠償責任が生じる要件は、「公の宮害物」に「設置・管理の瑕疵」があり、その因果関係により損害が生じたこと。

・公園の目的のために設置される施設（歩道、ベンチ、休憩所、保健所等）は、公の宮害物に含まれる。歩道の外、周辺の自然公物（自然木・岩石・池沼）が該当するか否かは現時点では不明。

・設置・管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態をいい、設置者や管理者に「過失」があつたか否かに關係なく、問われる。

・判例では、「通常」の範囲は不明確。また例えば、利用者数が多い歩道では、利用者はその一帯に隣接する知能に乏しい一般的な観光客であるとみなされ、それに見合った高い水準の安全性が要求されるなどの傾向があるものの、画一的な基準を統一することはできない、とされている。

● 自己責任と安全対策上の必要施策～同上書より要約～

・從来、山域利用者（登山関係者）の間、及び利用者と管理者の間でいわゆる「自己責任」が追求されて共有され、登山者自らが安全上妥当な行動をとることによって事故防止に大きな役割を果たすとともに、そうした想定のもとで管理者も、自然景観を損なわないよう必要最低限の整備・管理を行ってきた（いわゆる「過剰な整備」を回避できた）。

・近年、中高年登山者の増加などにより状況が変化し、「自己責任」の概念が共有されているとは考えにくくなっている。

・しかしながら、利用者も安全対策に主体的に関わることに積極的意義を認め、利用者による適切な役割分担を確保し、事故の発生を防止することが重要。

・それには「自己責任」の通念を再評価し、

①普及啓発（慎重な行動を促す）、

②情報提供（自らの意思であえて危険を伴う行為をしている利用者に対し、危険性についての情報をお伝え、利用者の自己責任を基礎づける）、

③保険制度の活用、

といった施策を講じることが有用。

● ゾーン別管理責任、自己責任の考え方

・4タイプに応じた管理責任、自己責任の考え方を模式的に示すと、表3のとおり。

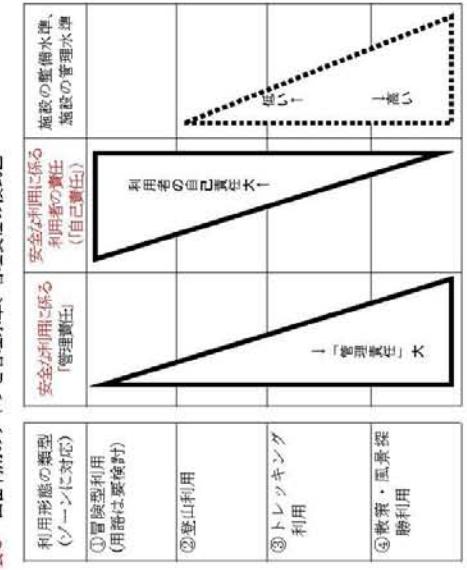
● マナー、ルール

・マナー、ルールは、利用者の自己責任による利用を求めるものと言え、管理責任と補完し合うという意味で重要。

- ・マナー、ルールづくりは環境省計画の対象外だが、地域と協働して利用者の合意により作成し、周知徹底を図ることが重要。

II-3 費用負担の考え方

表3 山岳利用のタイプと管理水準、管理責任の枚挙図



- 基本的考え方
 - ・山岳地域における利用施設の整備・維持管理は、国、地方公共団体、山小屋、山岳団体等が協力して行う。

・国立公園の山岳地域における「最低限必要な施設整備」は国が行うこととする。

* 最低限必要な施設は、望ましい利用形態、利用者数等を踏まえて決定する。

* 最低限必要な施設の整備においても、効率性等の観点から、地方公共団体、山小屋等と協力して行うことを検討する。

・国立公園における施設の維持管理は、国、地方公共団体、山小屋・山岳団体等が協力して行うこととする。

ともに、「利用者が起因する環境破壊の防止」及び「利用者の快適性の向上」のための維持管理については、その費用の一筋を利用者に負担を求める。

● 費用負担の方法／例

- トイレチップ：協力金として徴収し、維持管理費に充当。ただし今後、徴収が必要な場所につけばトレイルに支払いを求めることが望ましい。

・自然公園財团による駐車料金と合わせた「施設利用・環境整備協力費」の徴収。

● 利用形態・整備水準と費用負担

- ・利用ノーナンに応じて費用負担のあり方が決まるとは言えないが、例えばトイレの維持管理にかかる費用負担に関して、以下のようないかなる指摘は可能。

* 登山利用に特化した地域においては、地形条件やアクセス方法などから集落地帯と比較して費用がかかり、しかも利用者数が限られることから、トイレ維持管理費用の一部は、受益者である登山利用者が負担。

* 一般利用者（風景探勝型利用）向けに、サービス水准を通常の場合よりも高くして利用の快適性の向上を図る場合（上高地チップトイレの例）、そのための費用負担を求める。

● 費用負担を求める場合の条件

- ・負担の是非、負担割合、徴収方法等については関係者の合意により決めること、また、徴収した金額については用途を明らかにするなどの透明性を保つことが条件になる。
- ・快適性の向上に費用負担を求める場合には、他の施設の利用を選択する余地があることが条件。

III. 計画選用段階

III-1 効果的な計画選用方法

- ・管理者の意識と山域利用者の意識、情報のギャップなどを埋めるために必要なことを整理。

III-2 計画の見直し方法

- ・整備水準、管理水準を問題にするに当たって、やってみてはじめて効果が認識されるため実施し様子を見ながら変えていく方がよい場合が多いことや、状況変化への対応が必要な場合もあることなどから、PDDA サイタルを終顧させることが適切「計画に基づく事業効率の評価、事業見

直しやファードバックの考え方の導入)

(計画見直しの必要性、状況変化の要因)

・自然災害が多く起ころる山では、設定した整備水準のランクが変化

・整備が進むことによって場のグレードが変化

・利用者の質が変化（中高年層が増加するなど）

(見直しの手法)

・評価手法

・評価に基づく計画変更

・透明性を高める体制づくり